

国民スポーツ大会中国ブロック大会派遣費補助金交付要領

1 目 的（主旨）

この要領は、公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「本会」という。）スポーツ振興事業等補助金交付要綱に基づき、本会加盟団体（以下「加盟団体」という。）が、国民スポーツ大会中国ブロック大会に選手等を派遣する場合の派遣経費に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象

(1) 補助対象者

国民スポーツ大会中国ブロック大会実施要項の各競技実施要項3に定める参加人員を限度とし、加盟団体が国民スポーツ大会中国ブロック大会に派遣した者

(2) 対象経費

- ア 交通費、宿泊費に要する経費の2／3（千円未満切捨て）
- イ 器具等の輸送に要する経費

3 交付基準

(1) 交通費の区分

- ア 鉄道等の公共交通機関による運賃
- イ レンタカー（ワゴン車等）の使用料
- ウ 個人車両の借上料
- エ イ及びウに伴い発生する有料道路等の通行料金

(2) 交通費の算定基礎

各加盟団体の事務局の所在する市町における市役所、町役場を出発地として、競技開催地の所在する市町村における市役所、町村役場を目的地とした交通費の額とする。

(3) 交通費の計算

ア 鉄道運賃の計算方法

上記(2)交通費の算定基準に定める区間における鉄道料金で、別途加盟団体ごとに本会で定める額

イ レンタカーによる交通費の計算方法（参加人員が9人以上の競技に限る）

当該レンタカーを所有する会社における規定料金で、必要と認められる日数を乗じた料金（料金の割引規定がある場合割引された額）及び借用期間中に要した燃料費の額とする。

ウ 個人車両による交通費の計算方法（後援会保有車両を含む）

(2)に定める区間における距離に2を乗じた距離（往復距離）で、別途加盟団体ごとに本会において定める距離に30円を乗じた額とする。

なお、使用台数については、参加人員を4で割った数の台数とする。ただし、この数に1未満の端数がある場合は、これを切り上げて得た数の台数とする。

エ その他この基準によりがたい場合は、別途協議する。

(4) 宿泊費

国民スポーツ大会中国ブロック大会宿泊要項に定める額で、競技日の前日から競技終了までとし、その実態に応じた宿泊費の額とする。

(5) 器具等の輸送に要する経費

馬術競技については、別に予算の範囲内で、馬の輸送に伴う経費を交付する。

4 補助金の交付方法

(1) 概算払

全種別の補助対象総額の2/3（千円未満切捨て）の交付申請額の80%を概算払請求書により交付する。

(2) 精算払

実績報告により確定した額から概算払いにより交付した額を差し引いた額を交付する。

5 附則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

この要領は、平成21年9月25日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

国民スポーツ大会中国ブロック大会派遣費補助金交付要領の補足事項について

1 交通費の計算

(1) レンタカー(ワゴン車等)の使用

- ① レンタカー利用は、参加人員が9人以上の競技に限る。
- ② 貸切バスの利用は、参加人員が15人以上の競技に限る。
- ③ 上記に伴い発生する借上料・燃料費及び有料道路等の使用料
 - * 状況によっては、個人車両の併用も認める。
 - * 貸切バス借上料は、運転手の宿泊費も含む。
 - * **上記の補助対象は、いずれも県スポ協の定める公共交通機関の基準額をもって限度額とする。**

(2) 個人車両の借上料

- ① 後援会保有車両は、個人車両扱いとする。
ただし、貸出規程等で料金が設定されている場合は、レンタカーと同じ扱いとする。

(3) その他

- ① 交通手段の併用は、考慮できる理由であればこれを認めるが、全員が鉄道利用時の額をもって限度額とする。
- ② ふるさと選手の旅費の扱い
同一行動が不可能な場合は、居住地から会場地までの交通費を補助する。
*居住地から山口に戻って会場地に移動する場合は居住地から山口は補助対象外
山口から会場地までを補助対象とする。

2 宿泊費

① 補助対象期間

競技日前日から競技終了日までとするが、終了日については、午後10時までに帰宅できる場合は、補助対象外とする。

② 宿泊に伴う外食の取扱い

外食時の補助対象は、朝食@800円 夕食@1,600円とする。

③ キャンセル料

最終競技日に発生した当日の宿泊キャンセル料は、宿泊要項に定める額を補助対象とする。